

第9回 日野市 ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会 議事録

日時：平成24年3月29日（木）15：00～16：30

場所：市役所201会議室

出席者（順不同・敬称略）

会長：	竹宮 健司	首都大学東京 都市環境学部 建築都市コース 教授
副会長：	小根山裕之	首都大学東京 都市環境学部 都市基盤環境コース准教授
委員	有山 一博	日野市聴覚障害者協会
	佐々木信行	ピープルファースト東京
	田辺 邦夫	日野市視覚障害者協会
(代理)	谷保 恭造	日野市老人クラブ連合会
	早川 裕子	市民サポートセンター日野
	藤井 恵	公募市民
	藤田 博文	自立生活センター日野
	井上 敏夫	日野市商工会
(欠席)	大場 主雄	日野市社会福祉協議会
	海老原光一	独立行政法人 都市再生機構

関係行政・事業者等

日野市	大坪 冬彦	まちづくり部長
	萩原 弘次	企画部長
	川久保紀子	健康福祉部長
(欠席)	大町 直子	庁内検討部会／総務部 財産管理課
	高橋 登	〃 〃／健康福祉部 福祉政策課
	中村 光	〃 〃／環境共生部 緑と清流課
	伊藤 圭一	〃 〃／まちづくり部 区画整理課
(欠席)	清水 孝	〃 〃／まちづくり部 建築指導課
	佐藤 智明	〃 〃／まちづくり部 道路課
	榊原 信行	〃 〃／教育部 庶務課
事務局	香川 博志	まちづくり部 都市計画課
	小俣 太郎	まちづくり部 都市計画課
	大野 高宏	まちづくり部 都市計画課
	谷口 順香	まちづくり部 都市計画課
書記	尾座元俊二	株式会社 国際開発コンサルタンツ

第9回 日野市 ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会 次 第

1. 諮問事項について

- ・【諮問第5号】日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進条例第8条に規定する推進計画の策定について

2. 推進計画の策定について

- ・日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の素案について

3. 審議・意見交換について

- ・審議・意見交換

4. その他

- ・今後のスケジュールについて

【配布資料】

- 資料－1 次第
- 資料－2 今後のスケジュールについて
- 資料－3 名簿
- 資料－4 席次表
- 資料－5 第8回協議会議事録

1. 諮問事項について

事務局：(資料説明)

① 挨拶

② 首都大学東京の吉田先生は本協議会の副会長を退任され、首都大学東京の小根山准教授に副会長を委任したことを報告

副会長：首都大学東京の都市基盤都市環境学部の小根山と申します。吉田先生の後任として副会長を務めさせていただきます。皆様のお役に立てればと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。

2. 推進計画の策定 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の素案について

事務局：(配布資料の確認)

会長：第9回日野市ユニバーサルデザイン推進協議資料、「2. 推進計画の策定について」、日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の素案について意見を頂きます。内容が多いので、章ごとに事務局に説明して頂き、最後に全体としての意見を伺います。

(1) 「序章. ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の基本的考え方」、「第1章. ユニバーサルデザインまちづくりの基本方針」について

事務局：(「序章.」、「第1章」の説明)

委員：文章で赤字の部分の意味を説明して下さい。

事務局：これまでの旧バリアフリー基本構想の内容より、修正・追加した箇所を赤字で表現してあります。

(2) 「第2章. 第二次日野市バリアフリー基本構想」について

事務局：(第2章「13.」のうち「1.」から「9.」を説明)

1. 策定の背景と経過
2. バリアフリー新法の枠組み
3. 整備期間
4. 重点整備地区の設定
5. 生活関連施設の設定
6. 生活関連経路の設定
7. 重点整備地区の現状

8. 道路特定事業及び関連事業

9. 公共交通特定事業

会長：第2章の公共交通特定事業までについて意見を頂きます。

委員：多摩都市モノレールでは、点字ブロックの設置は進んできており、スロープを出してくれる状況に変わって来ています。私が気になるのは、エレベーターの点検が日中の時間帯に行われており、その時間帯が利用できなくなることです。また、エレベーターの入口の段差が気になります。我々車いす使用者は、当然エレベーターには段差が無いものだと思って乗りますので、結構ひやっとする場合があります。多摩都市モノレールで、どのような対応をして頂けるかを知りたいと思います。

事務局：特定事業としては、エレベーターの整備と維持について整理してあります。段差や点検の仕方は運用の範疇になりますので、特定事業の調整協議の中で申し入れをしたいと思います。

会長：その他に意見がないようなので、次に進みます。

事務局：(第2章の「10.」と「11.」を説明)

10. 交通安全特定事業

11. 都市公園特定事業

会長：交通安全特定事業と都市公園特定事業について意見を頂きます。

委員：便所とトイレと両方の表現があるので、統一した方が良いのではないのでしょうか。

事務局：混在していますので、統一します。

委員：報告書の47頁で「駅から〇〇m」と表記されているところは、数字が入るということですか？

事務局：確認が間に合いませんでした。申し訳ありません。

会長：その他に意見がないようなので、次に進みます。

事務局：(第2章の「12.」と「13.」を説明)

12. 建築物特定事業

13. 進行管理

会長：建築物特定事業、民間事業者へのバリアフリー整備への支援について、意見を頂きます。

委員：心のバリアフリーの中では、筆談用具の設置と書いてありますが、筆談器となっている頁もあります。どちらが一般的ですか？

委員：一般的な言い方としては筆談器になると思います。

事務局：筆談器で統一したいと思います。

委員：筆談器というのは具体的にどのようなものですか？

事務局：小さなボードに書いて示して、コミュニケーションを図るものです。

委員：書くものはマーカーとか、そのようものが置いてあるのですか？

事務局：マーカーであったり、ペン状のもので書くと、黒く浮き出るようなタイプであったり、いくつか種類があります。

(3)「第3章. だれもが情報を得られ伝えられる社会（情報保障）」について

事務局：（「第3章」を説明）

委員：今回、メールによる資料を聞かせて頂きましたが、視覚障害者として個人的には点字の資料を用意して頂きたい。メールで聞き流せる部分と、点字を読むのではやはり違いがあります。点字の希望者には点字の資料を、音声で聞きたい人には音声の資料を保証することをお願いします。また、以前は、市からの郵送物には、市役所からのお知らせであることを示すシールが貼ってあったのですが、最近貼っていないので、どのような資料が届いているかが分からず、ヘルパーが来るまでは内容も分かりません。第三者の目をなるべく通さないで、視覚障害者と市の担当者が直接その内容を知り得るようにするのがやはりベストだと思います。点訳は今まで難しい作業でしたが、点訳ソフトが非常に発達しています。市の職員も、少しの研修期間で点訳ができるようになると思います。点字資料を希望の人に配布できるように日野市で率先して頂きたいと思います。

事務局：今回、時間の関係で間に合わず、田辺委員に点字資料を提示できなくて申し訳ありませんでした。協議会には、できる限り点字資料を準備していきます。

委員：協議会だけではなく、市の公的な資料では希望に即した資料を出すことを基本的に置いて頂きたい。職員が点訳ソフトを研修し、費用を使わずに対応することを考えて頂きたいと思います。

事務局：分かりました。市からのお知らせで、点字が付いていなかった部署で、該当するところがありますか？

委員：多分、健康福祉部だと思います。点訳にも費用がかかるので、財政事情が厳しいという面もあると思います。確認しなくては分かりませんが、検討させて頂きたいと思います。

委員：点訳は非常に費用がかかるという前提で考えず、市立図書館の方と相談してみるのもいいと思います。全文でなくても、どのような内容の資料かを知らせるだけでも良いと思います。宜しくお願い致します。

会長：実は大学でもそういった取り組みがなされています。点字ソフトと点字プリンターがあり、学生の教材を早急に作成する必要がある場合には、ワードの文章を変換

して点字プリンターで打ち出します。講習を1回受ければすぐできるようなレベルになっていますので、是非、検討頂ければと思います。

委員：皆がホームページを見ている訳ではないので、他の手段でも情報が分かるようにした方が良いと思います。

事務局：ホームページ以外の情報提供も必要と考えています。駅、バスの車内、図書館や保育施設、良く使う施設の掲示板であれば目に入りやすいというヒアリングの結果も出ています。情報伝達のツールとしては、ホームページ以外に、広報、ファックス、電話、メールなど、多様なツールを整えていくことを考えています。

(4)「第4章. 利用快適性のスパイラルアップと周知」について

事務局：(「第4章」の説明)

委員：報告書の203頁に、電気自動車の音が聞こえないというのは視覚障害者とありますが、聴覚障害者ではないですか？

事務局：視覚障害者の方のご意見です。

(5)「第5章. 本計画の進行管理」及び報告書全体について

事務局：(「第5章」の説明)

市：修正部分の205頁、2段落目の文章は、本計画の進行管理を行うことが一番の目的になるので、文末は“必要に応じた本計画の評価見直しを行います”ではなくて、“評価見直しを行いながら、進行管理を行っていきます”とするのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：進行管理の具体的な内容は評価見直しなので、文末を“評価見直しを進めていく”としていると解釈できるのではないのでしょうか。

会長：進行管理の内容ですが、計画に基づいてどこまで進捗しているかを確認することと、計画自体が実情と合わなくなってきているので評価して見直すという、両面があると思います。そのあたりが適切に分かるようにして頂ければ良いと思います。

市：計画の進行管理とは、進捗チェックと見直しの両方を行うことになります。

委員：そうですね。ですから、進行管理とは、即ち評価見直しと考えていい訳ですよ。ね。

市：平成32年までの長期の計画なので、社会情勢や法律などの変更もあり得ますので、それに応じた見直しも必要かと思います。

3. 審議・意見交換について

会長：それでは、次第3の全体に関する審議、意見交換に進みます。全体を通して、ご意見を頂きます。

① 報告書の編集について

委員：大変、きめ細かくまとめて頂きまして、事務局の苦勞が感じられます。推進計画としてはこれで良いと思いますが、実際に事業化、運用する時には、もっと運用しやすいまとめ方があるのではと思います。例えばダイジェスト版には本当に大きな話が載っていて、細かなディテールは資料編といった構成の方が運用しやすいのではないかと思います。

事務局：抜粋した概要版を作成することを考えています。特定事業については、来年度以降、今回ここに記載した特定事業に基づいて、実施計画となる特定事業計画を策定します。運用は特定事業計画が主になると思っています。

② 公共交通特定事業のタクシーについて

委員：公共交通特定事業として156頁に、電車、バス、モノレールが書かれてありますが、タクシーの記載がありません。東京運輸局の中では、タクシーのことが載っています。日野市ではそれはないということでしょうか。

事務局：公共交通特定事業とするには規定があります。鉄道、モノレール、乗合バス（普通の路線バス）の車両は、公共交通特定事業の対象となりますが、一般のタクシーは対象となりません。但し、以前協議会の中でも資料を出させて頂きましたが、福祉タクシーの車両は国の整備目標として、平成32年度末までに全国で約28,000台にするということで掲げられています。その整備目標に向けて各事業所で車両の代替えなどの機会に福祉車両を導入していくということになります。日野市内の場合、営業所または本社があるタクシー会社は4件あります。今現在、新立川交通は0台、都民交通、日野交通が1台ずつ、南観光交通が2台の福祉タクシー車両を保有しています。日野市内では、これら4台の福祉タクシーが導入されている状況にあります。

委員：福祉タクシーとは、どのような車両ですか？

事務局：普通のセダン型のタクシーではなくて、車椅子がそのまま乗れるようなワンボックス型の車両です。また、セダン型でも、ドアを開けた時に座面が回転して、乗り降りしやすくなっている車両も含めて、総称して福祉車両と呼んでいます。

③ 一覧表の凡例について

副会長：内容については、これまで相当議論がなされているようです。表記上の問題として、分かりにくいなと思ったのが、例えば157頁以降の公共交通特定事業などの

一覧表で、前期、後期、長期の欄に、黒丸や横棒が入っていたり、空欄だったりして、若干分かりにくいので整理が必要だと思います。

事務局：表中の表記については、注釈や説明を追記します。

④ 自転車の取り扱いについて

委員：視覚障害者にとって自転車との関係があります。自転車が危ない、あるいは杖が自転車にひっかけられるとか、放置自転車で歩きづらいということがあります。自転車について今回の資料ではどのように書いてあるのでしょうか。

事務局：資料の7頁をご覧ください。ユニバーサルデザインの3つの目標と施策の体系として、歩行空間のハート事業の欄で、歩道における自転車通行マナー改善の周知に取り組んでいくことを掲載してあります。ハード事業としては、自転車の走行空間の明確化を掲載しています。自転車通行帯については、警視庁の方でも社会実験などを検討しており、その結果を踏まえていきたいと考えています。

会長：今の自転車の問題については、例えば道路特定事業でも、65頁の中段で放置自転車やはみ出し商品、看板などを規制することで有効幅員を確保していきますと記載されています。

⑤ 心のバリアフリーの位置づけについて

委員：報告書の200頁に、心のバリアフリーが重要になりますと記載されています。今までは、この心ということ自体あまり出てなく、一般的にバリアフリーという言い方で議論してきました。なぜ心を付けることになったのですか？

事務局：今まではハード面の施設整備がメインな部分が多かったのですが、ソフト面の取り組みも重要であると考えています。

委員：これまでの議論の中で、ソフトという言葉は出てきましたが、204頁の図面を見ると、全て心のバリアフリーに含まれてしまう感じもします。

事務局：今まではハード整備を主体で進めてきましたが、ある程度整備されてきているので、これからはソフト面の取り組みが大事であるという流れになっています。報告書の16頁には、国土交通省のホームページで示されているバリアフリー新法の考え方を示しています。公共交通施設や建築物のバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーを進めることでランクの高いバリアフリーに結び付けていくことが基本の考え方になっています。言葉としては突然出てきた印象を持たれるかもしれませんが、取り組みとしては一番大事な部分だと考えています。

会長：報告書の5頁にも、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本目標が3つ掲げられており、事業もハード、ソフト、ハートという3つに分けられています。今までハード、ソフトが主体でしたが、ここにハートが入って、これが心になると思いま

す。公共施設等ではサービス提供側のソフトが中心になりますが、利用する人たちの心、利用者同士の相互の助け合いなども含めた啓蒙教育も含めて高めていくことを目標としています。

⑥ 心のバリアフリーの人的な支援体制について

委員：報告書の204頁に、心のバリアフリーの中で、協働のまちづくりという項目があります。この中に、市民・企業・NPO等の主体的な取り組みの推進、バリアフリーへの市民参画・市民との協議と記述されています。これは、人的な補助を示していると考えて宜しいのですか？

事務局：評価改善や現地点検など、進行管理などの場面の中で市民の方々に参画して頂き、協働していくことを想定しています。

委員：例えば、ハード的に整備されていないところを誰かがサポートするという考えを含めているのでしょうか？

会長：整備が行き届いてないところに対して、人的な支援が含まれているかどうかというのが質問の主旨ですね。事務局、いかがですか。

事務局：直接的な人的サポートまでは想定していませんでした。例えば、支援体験講習会などを実施すると、支援の仕方を習得される方が増えてきますので、そのような方々を募っていくという方法も考えられると思います。この件を盛り込めるかどうかを検討したいと思います。

委員：個人的な体験ですが、名古屋の方で再開発事業の公共施設整備を担当し、ユニバーサルデザインをフルスペックに近い状態で設計した時の話です。施設整備だけでは絶対だめで、人的な補助もやりましようとなった時に、市民の方のボランティア団体、UDボランティア団体って呼んでいましたが、そのような団体を行政側で立ち上げて、人的な補助も入れるというようなことを行いました。そのような支援団体ができる仕組みを作られると良いのかなと思います。

事務局：どこかに盛り込めないかを考えたいと思います。

⑦ 工事中の安全性確保について

副会長：報告書の8頁、基本方針7として、工事中の安全性を確保すると記載されていますが、2章以降に少し詳細に記述された部分がありますか？

事務局：特にありません。

副会長：工事中の安全性確保を担保する仕組みを盛り込む必要があると思います。

事務局：盛り込む方向で検討します。

会長：実際にまち歩きをした際にも南平駅が工事中でした。工事中での問題点も現場で確認していると思います。本日の会議では、用語を統一すること、情報保障に関し

でもう少し記述をすることが指摘され、委員の意見をなるべく計画に盛り込んで頂いて、パブリックコメントにつなげて行って頂きたいと思います。

⑧ 沿道建築物の建て替えに伴う道路拡幅について

委員：音のしない電気自動車の件ですが、障害者ではないにしても高齢者はかなり聴覚障害の人が多いため、視覚障害者だけではなく、視聴覚障害者と幅広く表記ができないかと思います。また、車椅子も通れないところは、沿道の建築物を建て替える時に拡幅するという説明をありましたが、歩道なのでしょうか。建築物の建て替えまで待つことになるのでしょうか？

事務局：報告書の125頁、4-5区間のことになります。現在の幅員は1.2mしかないのですが、地域の方々にはよく利用されているので道路拡幅が必要であると考えています。別途に、幅員の広い道路を指定すれば良いではないかという考えもありますが、実際の生活ではそこが利用しにくかったりします。今回、計画の基本姿勢として、整備の容易さを重視するのではなく、実際に利用されている区間を位置づけて、取り組んでいきます。

⑨ 上下移動施設の保守点検の実施時間帯について

委員：先ほど話が出たエレベーターの保守点検の件です。民間のオフィスビルでは休日に実施していますが、公共施設では業務時間中に点検するケースが殆どだと思います。複数の設備がある場合はよいのですが、一つしかないところは困ります。そのような施設については事業者にも、業務時間外で点検して下さいといった要望を出していく必要があると思います。

⑩ 工事中における視覚障害者への配慮について

委員：視覚障害者の立場からの要望です。豊田駅北側のスクランブル交差点ですが今、近くで工事をしているようです。工事の音がすると、自動車の流れの音と非常に聞き分けづらくなります。できれば、工事の音がしている時には、自動の音響式信号にならないか検討して頂きたいと思います。また、押しボタン式の音響式信号機ですが、押しボタンもなかなか探しにくい。

事務局：今後のスケジュールとして、どのような重機が入って来て、音がどの程度出のかということもあると思います。今後の作業内容を確認させて頂き、大きな音が出るような作業が続くようでしたら、連絡を取るようにしたいと思います。

委員：音信号が自動的に鳴るようになると、どのような不都合があるのかを含めて検討頂ければと思います。

⑪ 上下移動施設に関する車いす使用者の要望内容の記載について

事務局：委員に確認をお願いします。第3章では、情報提供に限定して施設整備等のあり方を整理しており、かなりはつきり計画の意図を出すことができます。一方、車椅子の方へのヒアリングでは、上下移動施設であるエレベーターの大きさや形状、ボタンの位置が重要であることが把握されています。本推進計画では、10, 11 頁に、駅舎における障害者が利用しやすいエレベーターの設置ということで、15 人以上を基本として、11 人乗りは通り抜けタイプが望ましくとし、ボタン設置に工夫が必要であると記述してあります。但し、これは表中の言葉だけなので、相当読み込まなければ、その趣旨を把握できない構成になっており、どこか別の場所で明記した方がよいかと考えています。副会長の指摘がありました。工事中のバリアフリーの対応の仕方についても、追加で記述するのであれば、併せてエレベーターの件を伝える編集をしたほうが良いのかなと考えていますが、いかがでしょうか。

委員：どこに記載するかは、今すぐには判断が難しいです。

事務局：記載する場所はともかく、エレベーターの件を、表中の小さな字で書いてしまうレベルなのか、本推進計画の中のどこかの項目としてやはりその記述をすべきレベルの問題・計画課題なのかについて意見をお聞きしたいと思っています。

委員：本推進計画に記載することで、どこまで実効性が出てくるのかというのは非常に大切だと思いますし、例えばエレベーターの基準をピックアップして載せれば、それに対して事業者が答えてくれるのかということもあるかと思っています。最近の整備の中では、大きなエレベーターを設置して頂いた事業者もあれば、場所が無いからどうしても小さなエレベーターを設置せざるを得なかった場合もあります。我々は常に要求してきたつもりですが、そのようにならない現状もあります。そういった意味で、事業者の方にしっかり意識してもらうためにピックアップした方が良いと思います。最低 15 人以上というのは、車いすの人間とベビーカーを使っているお母さん方が一緒に乗れたり、車椅子 2 台が乗れる大きさです。電動車椅子 2 台は乗れませんが、最低そのラインがあると移動するのに、他の方と一緒に乗れるのかなと思います。意識してもらうのであれば、やはりピックアップすべきだと思います。

⑫ スパイラルアップに向けた取り組みについて

会長：今後のスパイラルアップを考えても、今すぐには実現できないにしても、今回、このような理由で要望があることを明記・蓄積しておいて、今後クリアしていけるようにして頂くのが一番良いと思います。今回の特定事業の事業者と協議の中で、実現できることと実現できないことがあります。実現できないことに関してもそこで終わりではなく、次のステップで実現できた、できなかったということが分かるような形でやっていく。一步一步積み重ねていくことが大事ではないかと思っています。

そのような内容で整理して頂ければと思います。

委員：いつも思うことですが、事業者の方が図面を書いて我々が見るのは出来上がった後なので、結局意見が反映されないままで、それが建て替わるまで変わらない訳です。現状はバリアフリーではないのですが、建替、改修、増築の時にはバリアフリー化しますという建物が多くあるので、その時に間に合うような基準をピックアップしておいて頂くとすごく良いと思います。

会長：その他ないようでしたら、今日頂きました意見を反映する形で本推進計画を修正して頂きたいと思います。

4. 今後のスケジュールについて

事務局：資料2で説明します。本日、第9回協議会で、推進計画の案を諮問させて頂きました。5月1日の広報掲載を目指して、パブリックコメントを2週間行います。広く市民の方々やその他の方々の意見を取り入れまして、中旬頃に全体の最終確認をし、5月下旬から6月上旬の第10回協議会でパブリックコメントを反映した計画書を示したいと思います。それをもちまして、推進計画の決定とさせて頂きたいと思います。平成24年度は、第2章の第二次日野市バリアフリー基本構想の特定事業の実施計画としまして、特定事業計画を策定します。それをもとにバリアフリー化へ順次事業者と市が整備していくということになりますので、このようなスケジュールで進めていきたいと思います。

会長：これにて第9回日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会を終わります。お忙しいところ有難うございました。

以 上